

共同募金配分金交付基準（社会福祉施設 施設・設備整備費）

（令和 7 年 3 月）

事業実施年	令和 7 年度（令和 7 年 9 月～令和 8 年 1 月） 令和 8 年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 1 月）
対象法人	○社会福祉法第 2 条の事業を行う法人（株式会社等の営利法人、特定非営利活動法人、社会福祉協議会を除く。） ○更生保護法人
対象施設	○施設認可された愛知県内の社会福祉施設、更生保護施設。 ※令和 7 年 3 月までに開所。 ※ <u>介護保険事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、営利を目的とする施設を除く。</u>
対象事業等	①建築物関係（増築・補修・改築） ②機器・備品等の整備 【例】 ○授産事業用の機器（ミシン、業務用洗濯機） ○リハビリテーションのための訓練・運動器具 ○食堂テーブル、学習用パソコン、行事用テント ○家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器） ○防災用の機器・備品、倉庫 ③車両の整備 【車両の整備の留意事項】 ○車両本体、付属品（共同募金受配車表示費用を含む）、自動車登録諸費用を対象とする。 ○JAF等のロードサービス費用、購入後のメンテナンスに係る有料サービス等、任意保険料は対象としない。 ○適正な車両を選定すること。（ <u>適切とは考えにくい車種、必要以上のグレード、仕様、装備としないこと。</u> ） ○更新（買い替え）の場合、原則として走行距離 10 万 km 以上または初年度登録より 10 年以上経過し、老朽化した車両。
配分申請額・配分率	配分申請額 概ね 10 万円以上 300 万円以内（300 万円が上限） 配分率 ①施設の増築・補修・改築、②施設の機器・備品等の整備 ・当該事業に必要と認められる額の 3 / 4 以内の額とする。 （1 万円未満切り捨て） ③車両の整備 ・当該事業に必要と認められる額の 3 / 4 以内（1 万円未満切り捨て）の額、または「車両整備に係る配分基準額表」の「上限額」と比較して低い額。
その他	○上記以外の事項は「社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程」による。 ○配分を受けて行った事業について、愛知県共同募金会及び中央共同募金会のウェブサイト等において情報公開が可能であること。

車両整備に係る配分基準額表

種類	特別装備	概要	排気量クラス (cc)	上限額 (千円)
車両1	「助手席リフトアップ」又は「セカンドシートリフトアップ」のいずれかの装備	助手席もしくはセカンドシートが車両の外側に回転し、低い位置まで下がる特別装備	660以下(軽)	1,200
			661~1500	1,400
			1501~2000	2,000
			2001以上	2,700
車両2	車いす仕様 (スロープ式、リフト式)	車両に装備したスロープ、またはリフトにより、車いすに座ったまま乗り降りできる特別装備	660以下(軽)	1,500
			661~1500	1,800
			1501~2000	2,500
			2001以上	3,000
車両3	特別装備の無い車両 ※排気量クラス3001CC以上の車両は、原則として、送迎用のマイクロバス、貨物用の小型トラックとする		660以下(軽)	1,000
			661~1500	1,200
			1501~2000	1,700
			2001~3000	2,300
			3001以上	2,700